

第 6038 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月10日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 災害損失の繰戻還付

Q：集中豪雨で会社が損失を受けました。この損失を繰戻しして税金を還付してもらえそうですが、どうなっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

平成29年度の税制改正で、災害に関する措置の常設化が行われ、法人税については、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間（災害欠損事業年度）において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その災害欠損事業年度開始の前1年（青色申告法人の場合は2年）以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付請求することができることになりました。還付額は次の算式により計算した金額です。

還付法人税額＝還付所得事業年度の法人税額×災害欠損事業年度の災害損失欠損金額（分母を限度）÷還付所得事業年度の所得金額

災害損失欠損金額とは、災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち、災害損失金額に達するまでの金額をいい、災害損失金額とは、棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産について生じた滅失等による損失の額、現状回復等のための費用に係る損失の額及び被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額（保険金等により補填される金額を除く）の合計額をいいます。

